

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

西之表市商工会（以下「当会」という）の管轄区域である西之表市（以下「当市」という）は、九州本土最南端の佐多岬から南東方向約 40km、鹿児島市から約 115km の海上にある種子島の北部に位置し、南北の長さは 25.2km、東西の幅は 8.2km で、周囲は 63km、面積は 205.66k m<sup>2</sup> で、種子島の総面積の約 45%を占めている。地勢は、小さく曲がりくねった丘陵地が広く分布し、傾斜が急な険しい山岳地帯はなく、海拔 300m を超えるところはない。河川としては、東海岸に川脇川、湊川、西京川、西海岸に甲女川等 8km 内外が主なものである。地質は、種子島全域に広がる新生代古第三紀熊毛層群に属し、随所に洪積台地が発達している。また、ほとんど砂岩からなっているが、場所によっては礫岩、頁岩、火成岩がみられ、東部の丘陵地は、亜炭層を包含している。土質は、淡褐色の粘土と黒ボクが主となっている。海岸は、磯の発達が見られ、ところによっては小規模な海岸砂丘も存在している。当市の地勢・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想されている。

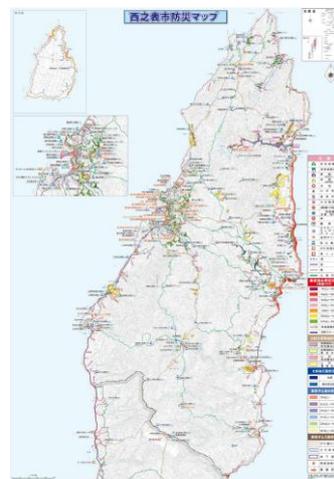
(地震・津波防災マップ)

当市の地震・津波防災マップによると、南海トラフ巨大地震において、最大震度は5弱。地震から29分後に津波が到達し始め、最大津波高は10m、浸水面積は430ヘクタールと推定されている。当会が立地する市街地地域においては、1mから2mの浸水被害が想定されている。

また、種子島東方沖地震によって、当市では震度6以上の揺れが想定され、地震から11分後に津波が到達し、最大津波高は、5.83mと推定されている。

・当市における想定最大地震

想定地震等の位置	西之表市 最大地震
種子島東方沖	6強
トカラ列島太平洋沖	5強
南海トラフ 西側ケース	5弱



・当市における想定津波の高さ・到達、最大津波高

	津波の高さ (+1m到達)	最大津波到達	最大津波高	最大津波高 (地殻変動考慮m)
南海トラフ CASE5	28 分後	35 分後	9.85T.P.m	10.02m
南海トラフ CASE11	29 分後	36 分後	10.11T.P.m	10.27m
種子島東方沖	11 分後	50 分後	5.54T.P.m	5.83m
トカラ列島太平洋沖	17 分後	143 分後	4.65T.P.m	4.76m

(地震：ハザードマップ)

鹿児島県地震等災害被害予測調査では、当市における各想定地震の最大震度は次のとおりである。地震動の想定結果で最大地震が最も大きかったのは、震度6強の種子島東方沖、次いで、震度5強のトカラ列島太平洋沖、震度5弱の南海トラフ（西側ケース）と想定されている。これら地震が発生した場合は大規模な津波災害が生じる恐れがある。

(津波：ハザードマップ)

当市においては「南海トラフ CASE5/CASE11」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」のケースが被害を及ぼす可能性が高いと考えられ、当市における津波の想定で最大津波高が最も高いのは「南海トラフ CASE11」となっている。今後大規模な津波災害が生じる恐れがある。

(防災情報マップ：土砂災害)

当市西町地区、東町地区一帯は、急傾斜地崩壊危険箇所面に面しており、地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、ホテルやサービス業など商業地域となっている。

(集中豪雨)

平成13年の集中豪雨においては、時間最大雨量144mm、1日最大雨量341mmの豪雨に見舞われ、人的被害が死者1名、行方不明者1名、建物等被害が農業施設11件、農地関係1,389箇所、公共土木施設325箇所など多大な被害を被った。今後も集中豪雨により同様の被害が生じる恐れがある。

(台風)

昭和39年の台風20号においては、最大風速57.5m/s、家屋全壊（住家188戸、非住家141戸、公衆建物10棟）など多大な被害を被った。今後も台風により同様の被害が生じる恐れがある。

(感染症対策等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。当市においては、チラシやホームページによる日常生活での予防対策周知や県の協力を得て来島前の熱感知サーモグラフィカメラによる感知対策を実施している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 919人（令和3年3月31日現在）
- ・小規模事業者数 855人（令和3年3月31日現在）

業種内訳		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	148	141	山腹・山沿いに位置し、土砂災害や浸水のリスクがある。
	製造業	72	70	市内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。
	卸売業 小売業	241	220	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
	飲食業 宿泊業	126	125	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
	サービス業	253	234	多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
	その他	79	65	町内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。
	計	919	855	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災ガイドマップ・防災マップ・避難情報マップの作成
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等予防対策の周知

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・地震及び津波に関する知識の啓発及び広報
- ・鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険(株)鹿児島支店と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II. 課 題

当会の災害時（特に台風等）の取組については、被害状況調査を実施し、被害額の調査や継続的な営業活動が行えるように復旧支援として事業所に対し経営・金融等の支援を行っている。

事業所の現状は、災害時の準備・備えがなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者に多い。当会においても現状、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III. 目 標

- ◆地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ◆発災時における連携の円滑化を図るため、当会と西之表市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ◆発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故、病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・平成30年に当市が策定した「西之表市地域防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や西之表市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等策定件数	6件	6件	6件	6件	6件
専門家派遣件数	2件	2件	2件	2件	2件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年に事業継続計画を作成（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・当会は保険業務の専門家として、鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)鹿児島中央支社と連携する。
- ・鹿児島県火災共済協同組合とBCP策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・東京海上日動火災保険(株)鹿兒島中央支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版BCP」作成ミニワークショップや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関（種子島産業会館、種子屋久農業協同組合、種子島漁業協同組合、種子島森林組合、種子島観光協会、他市町村内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称)西之表市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当市）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年2回）への掲載やチラシによる周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等への取組状況のフォローアップ目標件数	3件	6件	9件	12件	15件

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

◆被害状況の報告の基準は以下の通り。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より鹿児島県商工会連合会を通じて、県商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

令和〇年〇月〇日に〇〇災害による被害実態調査票

策定者：  
電話番号：

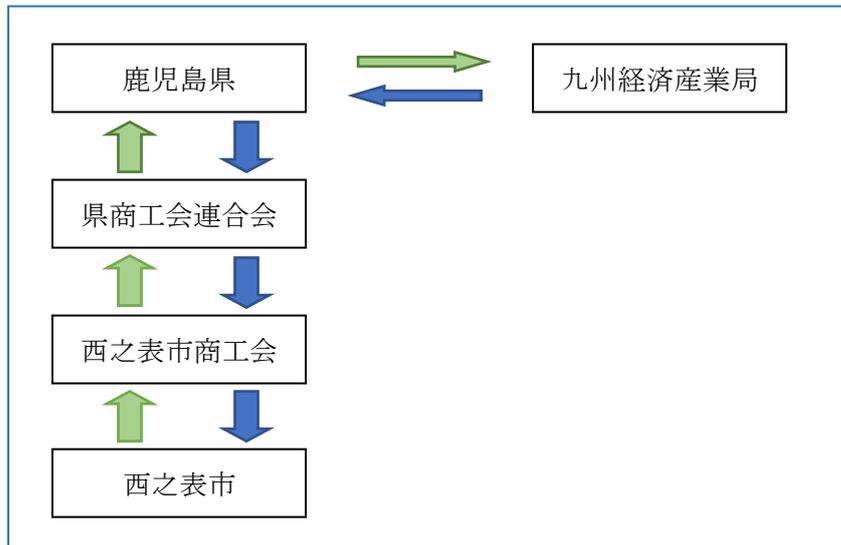
メールアドレス：

被害合計金額

0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめ る 内容があれば。
					土地 (増積土砂排除費・ 整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材 料、仕掛品 等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・国や鹿児島県からの情報や方針に基づき、当会（鹿児島県商工会連合会を通じて）と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会（鹿児島県商工会連合会を通じて）又は当市より鹿児島県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合又は県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

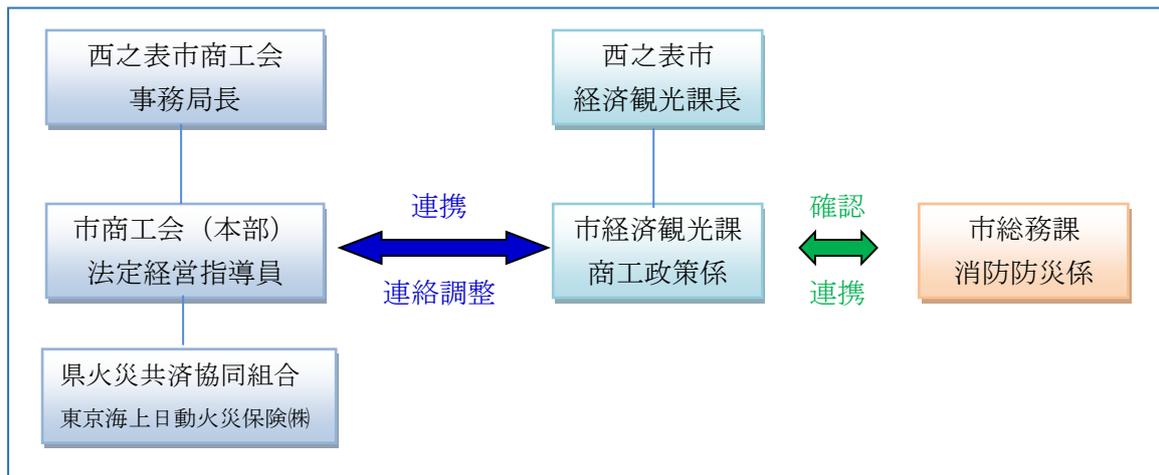
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員 (以下「法定経営指導員」という。) による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 福田順一 (連絡先 : 0997-23-1141)

② 当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認, 見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

西之表市商工会

〒891-3112 鹿児島県西之表市栄町2番地

TEL 0997-23-1141 / FAX 0997-24-3456

E-mail : nishinoomote-s@kashoren.or.jp

② 関係市町村

西之表市役所 経済観光課 商工政策係

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表7612番地

TEL 0997-22-1111 / FAX 0997-22-0295

E-mail : [shoukou@city.nishinoomote.lg.jp](mailto:shoukou@city.nishinoomote.lg.jp)

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	290	390	390	390	390
・ 専門家派遣費	100	200	200	200	200
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、西之表市補助金、鹿児島県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階  ②東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 黒木聡 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。  ②地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの情報提供により、被害状況と照らし合わせ速やかに保険金請求の手続きを行う
連携して事業を実施する者の役割
①鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。  ②東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等

